

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人光明会(以下「この法人」という。)の定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 指定役員とは、理事のうち、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、指定役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の基準)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 指定役員には、理事長にあっては年額720万円以内、副理事長にあっては年額600万円以内、専務理事にあっては年額540万円以内及び常務理事にあっては年額480万円以内の役員報酬を支給する。

3 前項の役員報酬の各人別の支給額については、別表の指定役員の報酬月額表を基に評議員会の決議により定めるものとする。なお、指定役員が理事長の指示による特定の事案につき調査研究のための会議に出席等した場合は、当該会議に出席等1日当たり一律2万円以内の報酬を支給する。

4 指定役員には、経営状況その他の事情を勘案し、6月及び12月において、第6条に規定する賞与を支給することができる。

5 役員等の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職金を支給することができる。

(非常勤役員の報酬の額の決定)

第4条 この法人の非常勤役員の報酬は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員 評議員会への出席等1日当たり一律3万円以内とする。
- (2) 理事 理事会への出席等1日当たり一律3万円以内とする。
- (3) 監事 理事会又は評議員会への出席等1日当たり一律3万円以内とする。

(報酬の支給)

- 第5条 報酬月額の支給日、支給方法及び報酬月額より控除する額等支給に関する詳細は、この法人に勤務する一般職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。
- 2 非常勤役員については、理事会又は評議員会への出席等の都度、前条に規定する報酬を支給する。
 - 3 報酬月額及び前項の報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬月額は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(賞与)

第6条 指定役員に対する賞与の額は、6月及び12月において、それぞれ在職する者の報酬月額に、神奈川県職員に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合（その者の在職期間に応じて定める支給割合が適用される者にあっては当該支給割合を含む。）を乗じて得られる額とし、かつ、その額は予算の範囲内とする。なお、支給日、支給方法等については、給与規程の賞与に準ずる。

(退職金)

- 第7条 退職金は、指定役員及び非常勤役員として円満に勤務し、かつ、任期満了（再任を除く。）、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
- 2 指定役員に対する退職金は、退任した日における報酬月額に、在職年数（年に満たない月数がある場合の計算は、6ヶ月以上は1年とし、6ヶ月未満は切り捨てる。）と調整係数（1.5を超えない範囲とする。）とを乗じて得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。
 - 3 非常勤役員に対する退職金は、在任1期につき2万円（評議員及び監事にあっては4万円）を基準として支給するものとする。

(費用)

- 第8条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 指定役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 11 条 この規程の実施に關し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

別表 指定役員の報酬月額表

号 数	月 額
第 1 号	100, 000 円
第 2 号	150, 000 円
第 3 号	200, 000 円
第 4 号	250, 000 円
第 5 号	300, 000 円
第 6 号	350, 000 円
第 7 号	400, 000 円
第 8 号	450, 000 円
第 9 号	500, 000 円
第 10 号	550, 000 円
第 11 号	600, 000 円